

災害時人工呼吸器使用者自家発電装置等購入費助成事業のご案内

停電時における電力の確保のため、在宅人工呼吸器使用者に対し自家発電装置等の購入費用を助成します。

対象となる方：以下のすべてにあてはまる方

- ① 区（訪問看護ステーションへの委託を含む）が災害時個別支援計画を策定しており、自家発電装置を準備する必要があることの記載がある。（業務報告書兼評価書裏面等）
- ② 在宅で人工呼吸器を24時間使用している。
- ③ 他の公的制度（難病など）で自家発電装置の給付を受けることができない。
- ④ 豊島区災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業に基づく給付を受けていない。

助成の対象となる用品と助成上限額：下記種目のうちいずれか1台

用品の種目	性能要件	助成上限額
正弦波インバーター発電機	人工呼吸器使用者又は介護者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	212,000円 (消費税を含む)
蓄電池	人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼす恐れがないと医療機器メーカー（保守点検業者）等が認めるもので、正弦波交流出力の電源装置で定格出力が300W以上のもの	104,000円 (消費税を含む)

手続き方法

- ① お使いの人工呼吸器外付けバッテリーの充電に適した自家発電装置について医療機器販売業者などと相談し、希望の自家発電装置の見積書を取り寄せる。
- ② 自家発電装置等購入費助成申請書と見積書、用品カタログ等の写しを健康推進課へ提出する。（郵送可）
- ③ 自家発電装置等購入費助成決定通知書が届いたら、自家発電装置を購入する。
- ④ 購入した年度内（3月31日まで）に自家発電装置等購入費助成実績報告書兼口座振替依頼書と領収書の写しを健康推進課へ提出する。（郵送可）

お問い合わせ先

健康部 健康推進課 支援計画グループ
〒170-0013 豊島区東池袋 4-42-16 池袋保健所
電話 03-4566-4113 FAX 03-3987-4178



2024年4月